

第17期 第22回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和4年5月26日(木) 午後1時30分～午後2時15分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨 班 長: 赤嶺 文隆

主 査: 上江洲 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

5番 宮里 由美子 委員 ・ 6番 金城 朝之 委員

7 付議すべき案件

報告第 132 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 133 号 現況証明願について

報告第 134 号 農地法許可の取消し願について

報告第 135 号 確認願について

報告第 136 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 137 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 138 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第 67 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 68 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 20 号	農用地等売渡し申し出及びあっせん委員の指名について

8. 会議の内容

議長 みなさんこんにちは。定刻の1時30分になりましたので、第17期豊見城市農業委員会第22回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日1日限りといたします。
本日の出席委員は8名中全員出席です。豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第5番委員の宮里由美子委員と第6番委員の金城朝之委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。
これより報告案件に入ります。初めに、報告第132号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の2ページをお開きください。
報告第132号「農地転用後の利用状況の報告について」、2件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第132号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第133号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の4ページをお開きください。
報告第133号「現況証明願について」、5件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第133号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第134号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。 報告第 134 号「農地法許可の取消し願いについて」、4 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 134 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に報告第 135 号について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。 報告第 135 号「確認願について」、2 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 135 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に報告第 136 号について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。 報告第 136 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 136 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に報告第 137 号について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。 報告第 137 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 137 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。

次に報告第 138 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 14 ページをお開きください。

報告第 138 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、3 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 138 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に議案案件に入ります。議案第 67 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 67 号について説明いたします。

議案書の 16 ページをお開きください。

議案第 67 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、3 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字根差部 503 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま。

次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷 516 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま。

次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷 470 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま。

なお、今回の申請にあたって新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。調査結果について高安委員から報告をお願いします。

11 番委員

それでは、令和 4 年 5 月 17 日に行いました現地調査の結果についてご報告します。

整理番号 1 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利

用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 3 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

議案第 67 号については、1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番と 3 番については関連事案ですので、一括して審議します。

初めに、整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番と 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番と 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番と 3 番については許可することに決定しました。

次に議案第 68 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 24 から 26 ページをお開きください。

議案第 68 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、12 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、

申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして 31 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 754 番 2。転用目的は店舗。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして 37 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 775 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして 42 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 585 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして 47 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 285 番 1。転用目的は自動車修理工場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 5 番につきまして 53 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字田頭 30 番 5。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 6 番につきまして 59 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字田頭 30 番 7。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 7 番につきまして 65 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 162 番 3、162 番 8。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 8 番につきまして 71 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 162 番 2、162 番 7。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 9 番につきまして 77 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 822 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 10 番につきまして 83 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 822 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 11 番につきまして 87 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 298 番 3。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 12 番につきまして 93 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字高安 994 番、1025 番 2。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、翁長地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現在は休耕状態で雑草が疎らに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、翁長地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現在は休耕状態で雑草が疎らに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が疎らに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、名嘉地地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5、6 番の申請地は、田頭地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が疎らに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 7、8 番の申請地は、長堂地区の農用地区域に近接し、農地の広がり 10ha を超える優良農地となっています。現在は休耕状態で雑草が疎らに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び

排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 9、10 番の申請地は、饒波地区の農用地区域に近接し、農地の広がり
が 10ha を超える優良農地となっています。現在は休耕状態で雑草が疎らに生
えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び
排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 11 番の申請地は、水道・上下水道管が埋設された道路の沿道の区域
にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設等（ここでいうと長嶺幼
稚園と長嶺小学校です）が設置された農地です。現在は休耕状態で雑草が繁茂
している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び
排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 12 番の申請地は、高安地区の住宅地域に近接し、農地の広がり
が 10 ha 未満の農地となっています。現場は一部がヤードとして利用されていること
から違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害
防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられま
す。

議案第 68 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 68 号は 1 件ずつ審議します。初めに、
整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから
質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決したいと思いますが、よろしいでしょ
うか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可
相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達
することに決定しました。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして
から質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可

相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

はい、金城委員。

6 番委員

すみません。調査書の確認です。59 ページの喜納葉子さん、譲渡人とあるんですが、そこに外 3 名と入るのでしょうか、譲渡人として。

事務局

金城委員のご質問にお答えします。議案書の 55 ページをお願いします。整理番号 6 番の申請書の写しがあるんですけども、委員ご指摘のとおり喜納様外 3 名譲渡人となっておりますので、こちらについては譲渡人の 59 ページ調査書の譲渡人、喜納様の隣に外 3 名の記載が正しく、こちらの記入漏れとなっております。以上です。

議長

よろしいですか。ほかにいらっしゃいませんか。

では以上で質疑を終わります。これより採決します。

整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決します。

整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 7 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 8 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 8 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可

相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 8 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 9 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 9 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 9 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 10 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 10 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 10 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 11 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 11 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 11 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

最後に整理番号 12 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 2 時 05 分

再開 午後 2 時 06 分

議長

再開します。

12 番ですね。

7 番委員

この場合、農家住宅と一般住宅の違いってどういうふうなことですか。

事務局

お答えです。ここにつきましては、我々の資料には出てこないところなのですが、市街化調整区域内の農地転用になってきますので、都市計画法の開発行為。開発許可が必要になってくるときに、開発許可のほうの基準の中で農業従事者として住宅を建てる場合には農家住宅として項目が分けられるので、今回、申請時点で農家住宅として申請されているところでありまして。そのほかの方は分家住宅であったりとか、そのほかの項目で都市計画法の開発許可を受けるところになっているので、今回その違いというところですね。

議長

よろしいですか比嘉委員。

7 番委員

ありがとうございました。

議長

ではほかに質疑はないですか。

休憩します。

休憩 午後 2 時 07 分

再開 午後 2 時 08 分

議長

再開します。

以上で質疑を終わります。これより採決します。

整理番号 12 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長	<p>異議なしとのことですので、整理番号 12 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。</p> <p>次に協議第 20 号について審議します。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>協議第 20 号「農用地等売渡し申し出及びあっせん委員の指名について」、1 件申出がございましたので説明いたします。</p> <p>議案書の 95 ページをお開きください。今回、豊見城市字饒波 642 番 3 の畑について、売渡しのあっせん申出が出ています。このあっせん申し出については、事前に実質的な契約を締結していないことや、不動産業者が介入しているといった不適切な事実がないことを申出者より確認がとれています。</p> <p>議案書の 98 ページをお開きください。今回のあっせんにあたり、豊見城市農地移動適正化あっせん基準にのっとり、あっせん譲受等候補者名簿からあっせんの相手方の候補者を 4 名選定しました。</p> <p>次に、同基準の 4 の (1) から (5) までの事項及び同基準の 5 の事項を総合的に考慮してあっせん順位を決定しました。</p> <p>あっせん順位につきましては、第 1 位に島袋元彰氏、第 2 位に新城康平氏、第 3 位に長嶺直氏、第 4 位に長嶺武氏にすることが妥当だと思われます。</p> <p>次に、あっせん委員の指名につきまして、あっせん委員は農地利用最適化推進委員から指名することとなっております。</p> <p>今回のあっせんにつきましては、東部地区担当の農地利用最適化推進委員である長嶺幸雄委員及び大城空委員の 2 名が適切であると思われます以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p>
7 番委員	<p>すみません。このあっせんの場合、通常の売買と何か変わることがあるんですか。</p>
事務局	<p>農地の権利移動に関しては農地法 3 条だったり、基盤法による利用権設定という法的な手続を踏むことになるんですけども、メリットとして言われるのが税制的な面があります。具体的に言うと、農地を売り渡したときに譲渡したときの利益から課税されるんですけどその控除というのがあります。あっせんで行った場合は、その控除というのができますので、そこがメリットか</p>

と思われます。

7 番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんでしょうか。では金城委員、どうぞ。

3 番委員 控除の金額が分かれば。

議長 事務局お願いします。

事務局 休憩をお願いしていいですか。

議長 休憩します。

休憩 午後 2 時 12 分

再開 午後 2 時 13 分

議長 再開します。

事務局 今、手元にちょっとお答えできる資料がないので、確認次第報告したいと思います。

議長 よろしいですか。ではほかに質疑はないでしょうか。

では以上で質疑を終わります。では採決します。

協議第 20 号については、譲受の相手方候補者を事務局説明のとおりとすること及びあっせん委員に農地利用最適化推進委員の長嶺幸雄委員及び大城空委員を指名することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、協議第 20 号については、譲受の相手方候補者を事務局説明のとおりとすること及びあっせん委員の農地利用最適化推進委員の長嶺幸雄委員及び大城空委員を指名することに決定しました。


以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和4年5月26日(木)
午後2時15分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 登子 

5番委員

宮里 由美子 

6番委員

金城 朝之 